

議案第34号

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例

さいたま市監査委員条例（平成13年さいたま市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(常勤の監査委員)</p> <p>第2条 法第196条第5項の識見を有する者のうちから選任される常勤の監査委員の数は、1人とする。</p> <p>(議員のうちから選任される監査委員)</p> <p>第3条 法第196条第6項の議員のうちから選任される監査委員の数は、2人とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第196条第1項及び第5項、第200条第2項並びに第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(議員のうちから選任する監査委員)</p> <p>第2条 <u>法第196条第1項の規定により議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。</u></p> <p>(常勤の監査委員)</p> <p>第3条 法第196条第5項の規定により識見を有する者のうちから<u>選任する</u>常勤の監査委員の数は、1人とする。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。